

様式第2号(第9条関係)

会 議 録

会議名称	令和2年度 第1回文化財保護審議会	
開催日時	令和2年6月22日(月)	13時30分から 16時00分まで
開催場所	東藻琴農村環境改善センター2階会議室	
出席者の氏名	委員出席者氏名(敬称略) 河西 宏 吉田 利昭 田中 宏 大隅 秀樹 山川 秀雄 山田 典孝 向井 弘 武田 修 (欠席: 児玉 康弘 酒井 千鶴子) 教育委員会 渡邊教育長 菅野参事 歌丸主幹 吉本主事補	
傍聴者の数	—	
会議資料の名称	○令和2年度第1回文化財保護審議会 議案 ○大空町文化財保護条例 ○大空町文化財指定要綱及び基準に制定について ○大空町文化財指定要綱 ○大空町文化財指定基準 ○大空町指定名木・古木一覧表 ○大空町指定文化財・その他指定文化財 ○大空町郷土資料の今後の展示・保管方法について	

審議内容及び結果	<p>1 開会</p> <p>2 教育長挨拶</p> <p>3 議題</p> <p>議案第1号 会長・副会長の選任について</p> <p>事務局案のとおり可決</p> <p>事務局案 会長 河西 宏 氏 副会長 吉田 利昭氏</p> <p>議案第2号 大空町文化財指定要綱及び基準の制定について</p> <p>教育委員会より概要を説明。</p> <p>質疑応答</p> <p>Q. 近代の古文書とあるが、近代とはどの時代の書物を想定しているのか。</p> <p>A. 条文には近世及び近代と記されている。20世紀あたりを想定している。</p> <p>Q. 学校の記念史等は文化財に指定しないのか。</p> <p>A. 今回制定した要綱には、国または地方公共団体の所有もしくは管理するものは指定の対象としないとあるので指定しない。</p> <p>Q. 文化財になるような学術的価値のある建物は、所有者の自覚がなく処分しようとした場合、教育委員会として止めることができるのか。</p> <p>A. 所有者の権限なので、売買や解体等することについて、教育委員会が意見することは難しい。</p> <p>議案第3号 大空町郷土資料の今後の展示・保管方法について</p> <p>教育委員会より概要を説明。</p> <p>質疑応答</p> <p>Q. 資料は東藻琴となっているが、女満別での展示は考えていないのか。</p>
----------	--

A. 女満別でも豊住交流センター等ある。現状として空き部屋のある東藻琴の生涯学習センターを上げさせていただいた。

Q. 古い農機具等は整理するとあるが、非常に人気があるので、何とか残していくことはできないだろうか。

A. 重複しているからとすべて処分するのではなく、近隣市町村の郷土資料館等にもあるもので、そこに展示できないかと検討している。

意見

- ・生涯学習センターを郷土資料室とした場合、2階に北海道指定文化財の石刃を置くと書いてあるが、セキュリティ上人が常駐している1階に置くべきではないか。
- ・特徴的なものを期間展示にして定期的に配置換えするのはいかがか。
- ・保管についてもただ置いておくのではなく、動線を確認し見せる保管をしてみたいか。

議案とは他の意見

- ・町史編纂の際、写真や学校の記念史等保存が不十分なものがあつたり、いろいろなところに点在していて集めるところから始まったりするので、どこか一元化して保管してはいかがか。
- ・図書館に郷土資料（書物類）を置いてもいいのではないか。
- ・寺や神社には文化財になるようなものがあるようなので、情報を集めてみては。
- ・埋蔵文化財包蔵地について、指定された土地所有者に対し通知はしているのか。していないのであれば、通知したほうがいいのか。

4 閉会

最後に生涯学習センターの改装した部屋を見学して閉会。